

**令和 8 年度いばらきグローバルビジネス推進事業
(常陸牛プロモーション (タイ)) 事業業務委託仕様書**

1 目的

和牛銘柄間での競争が激しいタイにおいて、消費者等向けプロモーション等を実施することで、常陸牛の認知向上及び需要喚起、ブランド力強化を目指す。

2 委託業務名

令和 8 年度いばらきグローバルビジネス推進事業 (常陸牛プロモーション (タイ)) 業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 消費者向けプロモーション実施

主に一般消費者等 BtoC に向けた現地プロモーションを、現地インポーター、卸売業者及び飲食店等と連携して実施し、常陸牛の魅力やタイ国内で常陸牛を食べられる飲食店について発信することで、認知向上及び需要喚起を図る。

① プロモーションイベントの実施

県が協賛する現地プロモーションイベントにおいて、イベント主催者や現地インポーター、卸売業者及び飲食店等と連携し、常陸牛の魅力やタイ国内で常陸牛を食べられる飲食店等について一般消費者向けに広く情報発信するなど、効果的な PR を展開し、常陸牛の認知向上及び需要喚起を図る。

開催時期や場所、内容については、その都度、県と協議の上、決定する。

② 飲食店フェアの実施

常陸牛海外推奨店及び①の現地プロモーションイベントにおいて連携した飲食店において、現地インポーターや卸売業者等と連携して常陸牛のおいしさや魅力を訴求するメニューフェアを実施することで、常陸牛の認知向上及び需要喚起を図る。フェア開催期間中は、売上額や来客数等を随時把握するとともに、開催後は、Web アンケートや各種調査を活用し、本フェアの効果測定を行う。

開催時期や場所、内容については、その都度、県と協議の上、決定する。

フェア参加店舗数の目標は 10 店舗程度とする。

③ 対象経費

必要な対象経費は以下のとおりとする。

ア プロモーションイベント及び飲食店フェアの実施に係る経費

(試作用サンプル代、会場代、広報費、企画運営費、輸送費、通信運搬費、借用費、関税、人件費、旅費、謝礼、消耗品費、等)

イ プロモーション等に関連する広報用資材の作成に係る経費

(外注費、通信運搬費、借用費、人件費、旅費、消耗品費、等)

ウ その他、効果的な実施を行うために必要な経費

エ 管理運営費（人件費、旅費、事務費等）

（２）メディアや SNS、インフルエンサー等を活用した PR

① 取組内容

現地で訴求力のある各種 SNS やメディア、インフルエンサー等を活用し、上記（１）のプロモーションイベント及び飲食店フェア間で消費者を誘導できるような効果的な広告・PR 展開等を実施し、幅広い消費者に常陸牛の魅力を発信する。

実施内容については、その都度、県と協議の上、決定する。

② 必要な対象経費は以下のとおりとする。

ア PR の実施に係る経費

（広報費、企画運営費、通信運搬費、借用費、人件費、旅費、謝礼、消耗品費、等）

イ PR に関連する広報用資材の作成に係る経費

（外注費、通信運搬費、借用費、人件費、旅費、消耗品費、等）

ウ その他、効果的な実施を行うために必要な経費

エ 管理運営費（人件費、旅費、事務費等）

（４）年間事業計画書及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び事業効果指標（KPI）等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ四半期毎に進捗状況、KPI の達成状況及び輸出実績を報告すること。

（５）委託業務実績報告書の作成

業務完了後、委託業務実績報告書（上記事業を記録した写真等を含む。）を１部提出すること。

ア 提出期限

業務完了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

5 留意事項

（１）本業務の専任者は、日本語で綿密に打合せができること。

（２）本業務の実施にあたっては、事前に県と十分な協議を行うこと。また、企画提案の内容を遵守し、委託期間中も進捗状況及び今後の進め方等を逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。

（３）本業務において、著作権、肖像権、個人情報等の取扱いには十分注意すること。

- (4) 本業務において、使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

6 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者は指示にしたがうこととする。
- (2) 本仕様書は、県と受託者が協議の上、必要に応じて改正することができる。